

富士見村の「白地地域」における 建築形態規制の変更（案）に関する意見募集について

平成20年10月27日
県土整備部建築住宅課

このたび、以下のとおり富士見村の「用途地域の指定のない区域（白地地域といいます）」における建築形態規制の変更を行うこととし、原案を作成いたしました。

この原案について、広く県民の皆様からご意見を賜るべく、下記の要領で意見を募集いたします。

皆様からいただいたご意見につきましては、県土整備部建築住宅課においてとりまとめの上、ご意見に対する考え方を付して公表するとともに、最終的な決定の参考とさせていただきます。

◇政策案の概要

1 趣旨および内容

富士見村の都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域（「白地地域」といいます。）の建築基準法の規定に基づく容積率制限について、別添資料のとおり前面道路の幅員による容積率の限度を変更することを検討しています。

2 実施期日

平成20年10月27日

3 資料入手方法

原案・資料等の全文は、下記の窓口で配付しています

- ・ 県庁県土整備部建築住宅課（22階）
- ・ 県庁県民センター（2階）
- ・ 各行政事務所
- ・ 前橋、高崎、中之条、沼田、太田の各土木事務所
- ・ 富士見村役場

4 結果の公表予定日

平成20年12月上旬

◇意見募集要領

1 募集期間

平成20年10月27日(月)～平成20年11月28日(金)

(平成20年11月28日(金) 必着。ただし郵送の場合は当日消印有効)

2 対象者

県内に在住、在勤又は在学する個人、県内に事務所又は事業所を有する法人や団体、及び県行政と関係を有する個人・法人や団体。

3 提出方法

- ・ 郵便、ファクシミリ、電子メールのいずれかの方法によりご提出ください。
- ・ A4サイズであれば提出様式は自由ですが、原則として、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を記載してください。（匿名での意見提出や住所が記載されていない場合には、意見として取り扱わないこともあります）
- ・ 電話等による口頭での意見提出は受け付けないので、御了承ください。

4 留意事項

- ・ ご記入いただいた氏名（法人名等）、住所（所在地）、電話番号、メールアドレスは、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。
- ・ ご意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。

5 提出先・問い合わせ先

群馬県県土整備部建築住宅課審査指導係

〒371-8570

群馬県前橋市大手町1-1-1

TEL 027-226-3702（ダイヤルイン）

FAX 027-221-4171

電子メールアドレス kenjuuka@pref.gunma.jp